

(証券コード：8985)
2020年12月8日

投資主各位

東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号
恵比寿ネオナート
ジャパン・ホテル・リート投資法人
執行役員 増田 要

第10回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第10回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本投資主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、投資主様の健康状態にかかわらず、投資主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。つきましては、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、本投資主総会の日時の直前の営業時間の終了時である2020年12月22日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。議案につき賛否の表示がない議決権行使書面を提出された場合は、当該議案について、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書用紙による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第14条（みなし賛成）

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2020年12月23日（水曜日）午後2時
（受付開始時刻：午後1時15分）
2. 場 所：東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照ください。）

- ◎開催場所が前回と異なりますのでご注意ください。
- ◎近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないよう「ベルサール八重洲」へお越してください。
- ◎当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

議案 規約一部変更の件

以上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご出席にあたり、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- ◎従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）にて第21期中間（2020年12月期中間）の中間決算説明動画及び中間決算資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。

（お知らせ）

- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの国内での感染状況を踏まえ、投資主の皆様の安全を第一に考え、会場での感染拡大防止にできる限り努めるべく、従前よりも規模を縮小して開催いたしますこと、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

また、本投資主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、経済産業省及び法務省が2020年4月2日付で公表した「株主総会運営に係るQ&A」（その後の修正を含みます。）を参考に、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況の変化によっては、下記の対応方法の変更に関するお知らせを本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようお願い申し上げます。

<投資主様へのお願い>

- 本投資主総会の議決権は書面によって行使することができますので、投資主の皆様におかれましては、投資主の皆様の安全への観点から、本投資主総会にご出席いただく代わりに、同封の議決権行使書用紙により事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。
- 本投資主総会へのご出席を検討されている投資主様におかれましては、本投資主総会開催日時点の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなさいませぬようお願い申し上げます。
- 突然の会場使用の制限や今後の状況の変化等により、やむを得ず本投資主総会を延期する場合がございます。本投資主総会の延期に関するお知らせを本投資法人ホームページ（<https://www.jhrth.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あらかじめご確認くださいませようお願い申し上げます。

<来場される投資主様へのお願い>

- 当日の会場では、来場された投資主様のお席並びに本投資法人の役員及び運営スタッフの席の間隔を広くとるため、例年より少ない座席数のご用意となり、十分な数のお席を確保できない可能性がございます。万が一お席をご用意できない場合、会場内への入場を制限させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 役員及び運営スタッフは、マスクを着用した状態で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ご来場の投資主様におかれましては、マスクを着用のうえで会場へお越しいただき、会場受付に設置しておりますアルコール消毒液による手指の消毒にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 会場受付にて体温測定を実施させていただきます。測定時に37.5℃以上の発熱がある投資主様や、咳などの症状を有する投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。また、本投資主総会中に体調不良と見受けられた方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただき、出席をご遠慮いただくようお願いすることもございますので、あらかじめご了承ください。
- 従前投資主総会終了後に開催しておりました、本投資法人の資産運用会社であるジャパン・ホテル・リート・アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」は、投資主の皆様のお会場の滞在時間の短縮を目的として開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の運用状況につきましては、本投資法人ホームページ (<https://www.jhrth.co.jp/>) にて第21期中間(2020年12月期中間)の中間決算説明動画及び中間決算資料、その他最新のファンド情報を掲載しております。

以上、時節柄、投資主の皆様におかれましては、ご理解及びご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

近時の少数投資主による投資主提案に係る議論も踏まえ、投資法人の運用体制に大きな影響を与え、投資主の利益に影響を及ぼす可能性がある投資主総会決議事項のうちで、相反する趣旨の議案を提出することが性質上難しいと考えられるものについて、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。）第93条第1項及び規約第14条第1項に定めるみなし賛成制度の適用対象外とする旨の規定を新設するものです（規約変更案第14条第2項及び第3項関連）。

2. 変更の内容

現行規約の一部を次のとおり変更するものです。

(変更箇所は下線の部分のとおりです。)

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会 (みなし賛成) 第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。	第3章 投資主総会 (みなし賛成) 第14条 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</p> <p>制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日</p>	<p>2. <u>前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、のみなし賛成に関する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。</u></p> <p>3. <u>第1項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u></p> <p>制定：2005年11月4日 改定：2006年3月28日 改定：2007年9月11日 改定：2009年9月8日 改定：2010年12月16日 改定：2012年2月24日 改定：2013年11月28日 改定：2015年11月26日 改定：2017年11月22日 改定：2019年11月22日 改定：2020年12月23日</p>

参考事項

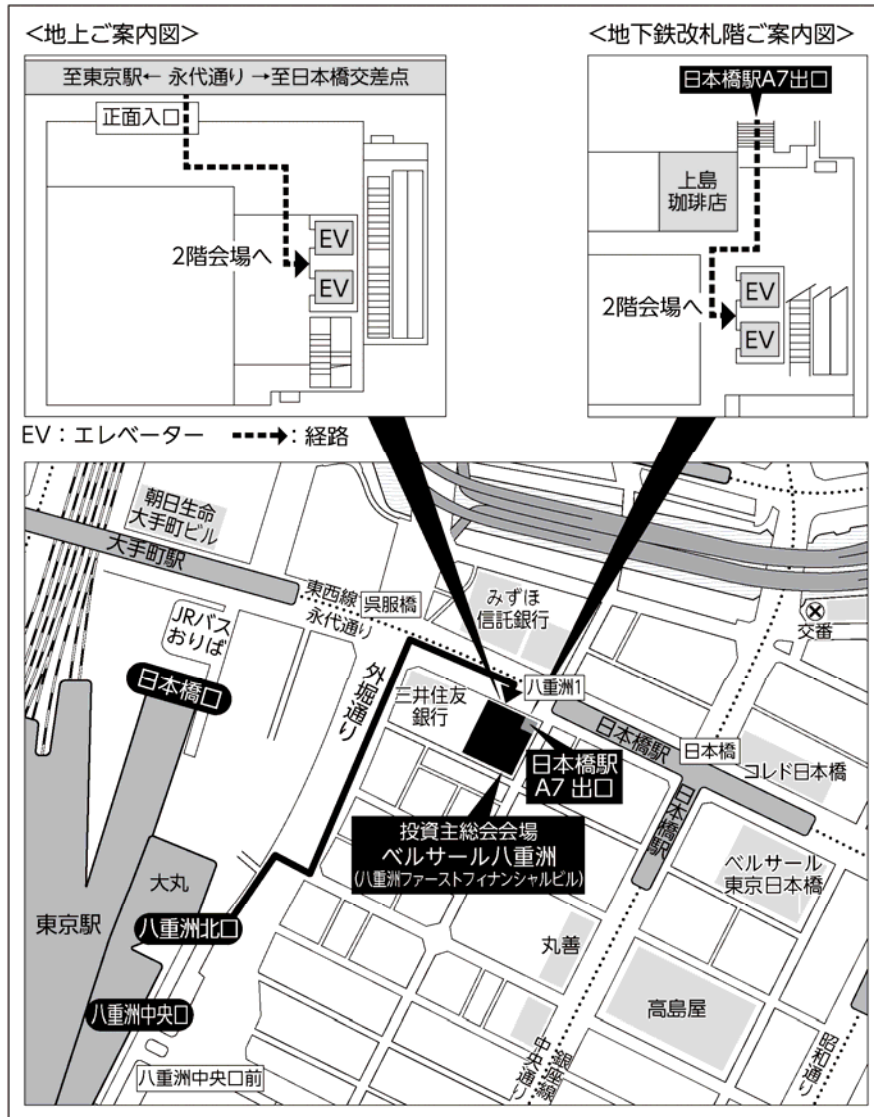
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル2階
ベルサール八重洲 Room A+B+C

電話：03-3548-3770



<交通のご案内>

- 「日本橋駅」 A7出口直結（東京メトロ東西線・銀座線・都営浅草線）
- 「東京駅」 八重洲北口徒歩4分（JR線）

- ◎ 当日の駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 当日はお土産を用意いたしておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますのでご注意ください。また近隣に「ベルサール東京日本橋」がございますので、ご来場の際は上記の投資主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違のないよう「ベルサール八重洲」へお越しください。